

議案第 40 号

伊賀市介護保険条例の一部改正について

伊賀市介護保険条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和3年2月22日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市介護保険条例の一部を改正する条例

伊賀市介護保険条例（平成16年伊賀市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第4号中「次のいずれかに該当する者であり、かつ、前号に該当しない」を「令第39条第1項第4号に掲げる」に改め、同号ア及びイを削り、同項第5号中「次のいずれかに該当する」を「令第39条第1項第5号に掲げる」に改め、同号ア及びイを削り、同項第6号ア中「合計所得金額」を「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」に改め、同項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改める。

第7条第1項中「地方税法第292条第1項第13号に規定する」を削る。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

7 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）

第 28 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和 3 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア及び第 11 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得及び同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 35 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 10 万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

8 前項の規定は、令和 4 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 3 年」と読み替えるものとする。

9 第 7 項の規定は、令和 5 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 4 年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の伊賀市介護保険条例第 4 条の規定は、令和 3 年度分の保険料から適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。